

令和3年

熊野町農業委員会

議事録

第6回

熊野町農業委員会

令和3年第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和3年8月20日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 正喜
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太
書記	竹内 浩喜

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第6回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>7番 橋川委員、8番 空田委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、萩原地区、中原池の北側にある田1筆で、転用目的としましては、墓地とされております。</p> <p>本案件は、6月25日付で申請をされており、本来であれば前回7月の委員会で審議を行うところですが、他法令である墓地経営許可の申請があり、原則同時許可で手続きを行う必要があります。この度、熊野町住民生活部生活環境課に墓地経営許可申請書が7月12日付けで提出があり、許可相当案件であることを担当課から確認致しました。墓地経営許可については、8月中に許可見込みであるとのことなので、農地転用としましては、今回8月の委員会の審議案件となっております。</p> <p>現況は、休耕状態の土地でございます。</p> <p>譲受人は町内に墓地を所有しており、現在の墓所は、通行困難な場所に所在しているとのこと。この度、墓参りが容易に行えるよう移設をしたいという思いから、申請地を譲り受けようとしております。</p> <p>譲り渡し人も、今後申請地において耕作の見込みがないとのこと、譲り渡したいとのこと。申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、</p>

	<p>転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。</p> <p>周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>世良正喜委員、お願いします。</p>
世良正喜委員	<p>8月6日に事務局と現地を確認してきました。</p> <p>現地は、休耕中であることを確認しました。この度は、墓地に転用を行うことが目的で、譲り渡し人も今後耕作する見込みはないとのことです。事務局が説明したとおり、他法令との兼ね合いがありますが、農地転用の申請書に問題はなく、許可相当であると判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第1、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号について、ご報告いたします。</p> <p>市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。</p> <p>本件につきましては、7月1日から7月末までの1か月間に届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は農地法第5</p>

	<p>条の規定による届出が1件ありましたことを、ご報告します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	(事務連絡)
	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会は9月21日(火)に開催予定です。</p> <p>議案については9月10日(金)以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第6回熊野町農業委員会を閉会します。</p>